

第12号議案

品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

品川区いじめ防止対策推進条例（平成28年品川区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。以下同じ。）」を「他の児童等がいじめを受けているときまたはいじめを受けていると思うとき」に改め、「教職員」の次に「、区」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童等は、いじめを受けていると思うときは、保護者、区立学校の教職員、区または関係機関等に相談するよう努めるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（区長の責務）

第5条の2 区長は、基本理念にのっとり、教育委員会および区立学校との連携の下、いじめの防止等のための施策を総合的かつ実効的に実施する責務を有する。

第8条第2項中「受けた場合には」を「を受けていると思うときは」に改め、「もの」の次に「とし、区立学校の教職員、区または関係機関等に相談するよう努めるもの」を加える。

第9条第2項中「、いじめを発見した場合」を「、児童等がいじめを受けているときまたはいじめを受けていると思うときは」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 区は、児童等、保護者、地域住民等が安心して、いじめに関する通報および相談を行うことができる体制を整備するものとする。

第16条に次の1項を加える。

5 区長は、いじめに関する情報の一元化を図り、教育委員会と連携し、いじめに迅速かつ適切に対処することができるよう組織体制を整備するものとする。

第17条の見出しを「（いじめを受けた児童の支援等）」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

区は、いじめを受けた児童等またはその保護者の意向を踏まえ、当該児童等または当該保護者に対し、いじめの早期解決に向けた必要な支援を行うほか、必要に応じて、いじめに関する情報を適切に提供するものとする。

2 区は、いじめを行った児童等またはその保護者に対し、必要に応じて、いじめの再発を防止するために必要な支援を行うものとする。

第19条の見出し中「教育委員会による」を削り、同条に次の5項を加える。

2 区長は、区立学校に係るいじめまたはいじめと思われるものに関する通報および相談を受けたときは、その事実を確認し、および解決を図るために、必要に応じて、調査等を行うことができる。

3 区長は、前項の規定による調査等のため、必要があると認めるときは、教

育委員会または区立学校に対し、必要な資料の提出および説明を求めることができる。

4 区長は、第2項の規定による調査等の結果、いじめの事実またはいじめの疑いがあり、かつ、教育委員会または区立学校が法に基づく適切な措置を講じていないときその他特に必要と認めるときは、いじめを受けた児童等を救済するため、教育委員会に対し、次に掲げる措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

(1) いじめを受けた児童等またはその保護者への支援

(2) いじめを行った児童等への指導またはその保護者への助言

(3) いじめを行った児童等の保護者に対する学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定による当該児童等に係る出席停止の命令その他いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置

5 区長は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、いじめの防止等に関する専門的知見に基づいて、公正かつ中立な判断をすることができる者の意見を聴くものとする。

6 教育委員会は、第4項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該勧告に係る対応状況を区長に報告するものとする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説明）いじめの防止等のための対策を総合的かつ実効的に推進するため、

いじめに関する相談およびいじめに対する措置に係る組織体制を強化する必要がある。